

めいすい さと  
名水の里くろべ  
けんり けんり けんり けんり  
こどもの権利宣言  
おとな やくぞく  
～ こどもと大人の約束 ～

わたしたちは、児童の権利に関する条約、こども基本法の精神に基づき「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」、この4つの権利を大切にします。大人もこどもも互いに、こどもの権利を理解し、認め合い、共有し、市民一人ひとりが、こどもの権利を尊重するまちにしましょう。

わたしたちは、

一、すべてのこどもの命が守られる「生きる権利」を尊重します。

- すべてのこどもは、命が守られ、安全で安心して生活することができます。
- 互いを尊重し合い、誰もが大切にされます。
- 誰もが自分らしく生きることができます。

一、こどもの力を伸ばし、成長できる「育つ権利」を尊重します。

- 一人ひとりが教育を受け、その力を伸ばすことができます。
- 遊び、スポーツ、芸術などを通して、みんなで楽しみ高め合うことができます。
- 失敗しても何度でも挑戦することができます。

一、暴力や争いなどから「守られる権利」を尊重します。

- 自分の発言や行動に責任をもち、自分で考えて行動できます。
- 困ったときは安心して相談できます。
- 心や体が傷ついたときには回復するまで手当をしてもらえます。
- 誰もがいじめや差別、体罰や虐待などから守られます。

一、自由に意見を表明したり、参加したいができる「参加する権利」を尊重します。

- 互いに交流し、みんなで話し合っ決めてすることができます。
- 誰もが自分の意見や考えを表現し、受け止めてもらえます。
- 仲間とともに目標を設定し、その実現に向かって活動できます。